



ひとり親サポート



ひとり親家庭とは…

ひとり親家庭とは、次のいずれかに該当する方が20歳未満の子を養育している家庭のことをいいます。

- 配偶者と婚姻(法律婚・事実婚)を解消した方
- 配偶者と死別した方
- 配偶者が一定の障害の状態にある方
- 配偶者の生死が明らかでない方
- 配偶者から引き続き1年以上遺棄されている方
- 婚姻によらないで母となった方
- 配偶者がDV被害に関する保護命令を裁判所から受けた方
- 配偶者が引き続き1年以上拘禁されている方

ひとり親家庭等を対象とした手当・助成制度など

問 ①～⑧・⑩ こども未来課 >> ☎463-2834

⑧ 福祉相談課 >> ☎423-5082

⑨ 教育管理課 >> ☎463-0793

① 児童扶養手当

母子家庭や父子家庭、または親がいないお子さんを育てている養育者家庭等に対し支給されます。支給には所得制限などの条件があり、所得に応じて支給額が変わります。

② ひとり親家庭児童就学支度金

小学校に次年度入学予定のお子さんを養育している母子家庭、父子家庭、親がいないお子さんを育てている養育者家庭(生活保護受給中は除く)で市町村民税が非課税の世帯の方に、入学準備に必要な経費の一部が助成されます。

③ 自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の父または母の自立促進を図るため、資格取得に有効な指定の各種講座を受講した場合、その受講料の一部を補助します。

ひとり親家庭の父または母で朝霞市母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている方が対象です。他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

※朝霞市母子・父子自立支援プログラムとは…

ひとり親家庭の自立を促すため、個々のニーズに対応した母子・父子自立支援プログラムを策定することできめ細やかで継続的な自立・就業を支援します。



子どもと遊ぼう

「すべり台」の要領で座ります。親のほうを向いて、足の甲の上に座ります。落ちないようにすねにしがみついてもかまいません。親はおなかに力を入れて、足先を持ち上げ、上下に動かします。親の腹筋も鍛えられます。



出典 厚生労働省「健全育成のための活動プログラム」

④ 高等職業訓練促進給付金等

ひとり親家庭の父または母の就業を促進するため、看護師等の経済的な自立に効果的な資格を取得する一定期間、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、修了後には修了支援給付金を支給します。ひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当を受給しているか、同様の所得水準である方が対象です。他にも要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

⑤ ひとり親家庭等医療費

母子家庭や父子家庭、または親がいないお子さんを育てている養育者家庭等の方に保険診療の一部負担金が助成される制度です。所得制限などの条件があります。

⑥ JR定期乗車券の割引制度

児童扶養手当受給者(全部支給停止の方を除く)世帯の方がJRで通勤をしている場合、通勤定期乗車券が割引になります。

⑦ 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度

詳細は48ページをご覧ください。

⑧ 学習支援教室

学習習慣の定着や学力向上を図るため、中学生、高校生及びその保護者を対象に週1回、無料の学習支援教室の開催や家庭訪問、電話相談などを行っています。

⑨ 就学援助制度

経済的な理由によって、市内の小・中学校に在籍するお子さんの学校の費用にお困りの方に、学用品費、給食費などの援助を行っています。

⑩ ひとり親家庭等相談

専用サイトで事前予約をすると、平日夜間や土日休日等に、生活の悩みや手当などについて相談することができます。詳しくは市ホームページをご覧ください。



※制度によっては、養育者家庭の方は対象外の場合があります。詳細は、各問い合わせ先に確認してください。

